

○東海旅客鉄道株式会社荷物営業規則

(昭和 62 年 4 月 1 日公告第 2 号)

東海旅客鉄道株式会社荷物営業規則

目 次

- 第 1 章 総 則 (第 1 条—第 9 条)
- 第 2 章 受 託 (第 10 条—第 15 条)
- 第 3 章 運賃及び料金 (第 16 条)
- 第 4 章 引渡し (第 17 条—第 20 条)
- 第 5 章 さしず (第 21 条)
- 第 6 章 事 故 (第 22 条—第 25 条)
- 附 則

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1 条 当社線及び当社線と他の旅客鉄道会社線に係る荷物の運送については、この規則を適用します。

2 この規則に定めていない事項については、法令及び別に定めてあるものによります。

(用語の意義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「当社線」とは、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）の経営する鉄道をいいます。
- (2) 「旅客鉄道会社」とは、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社をいいます。
- (3) 「駅」とは、荷物の取扱いをする停車場をいいます。
- (4) 「列車」とは、荷物の運送を行う列車をいいます。
- (5) 「3 辺の和」とは、荷物の長さ、幅及び高さの各辺の最長部分の和をいいます。

2 この規則に掲げる荷物の名称のうち、貴重品及び易損品とは、別表第 1 項第 3 号アに定めるものをいい、危険品とは爆発、発火等運送上危険を生ずるおそれのあるものをいいます。

(契約の成立時期)

第 3 条 荷物の運送契約は、その成立について別段の意思表示又は定めのある場合を除いて、荷送人が運賃その他運送に関する費用を支払い、当社が受託証票等の契約に関する

証票を交付した時に成立するものとします。

2 契約の成立後の取扱いは、別段の定めをしない限り、すべて契約成立時の規定によります。

(荷送人等が提出する書類)

第3条の2 荷送人等から提出を受けた書類及び書類の記載事項は、運送等の契約に関してのみ使用します。ただし、当社が別に明示した場合を除きます。

(扱種別)

第4条 荷物は、次の各号に掲げる扱種別に区分して取り扱います。

(1) 普通扱

次号に掲げる扱種別以外の荷物

(2) 貸切扱

一車両を貸切りにして運送する荷物

(普通扱荷物の取扱範囲)

第5条 普通扱荷物として取り扱う物品は、次の各号の1に該当しないものに限り、

(1) 1個の重量が30キログラム又は3辺の和が2メートルを超えるもの

(2) 動物（亀類、えさに用いる小虫類及び水に入れない魚介類を除きます。）

(3) 車両類、死体、遺骨及び危険品

(4) 臭気を発するもの又は不潔なもの

2 前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲内で、当社において特に認めた場合は、荷物の運送の引受けをすることがあります。

3 当社において別に定める駅にあっては、普通扱荷物の取扱範囲を制限することがあります。この場合、当該駅にその旨を掲示します。

(貸切扱荷物の取扱範囲)

第6条 貸切扱荷物の取扱いは、当社において運輸上支障がないと認めた場合に限り、当社と荷送人との間に貸切扱運送契約を締結して行います。

2 前項の規定による貸切扱荷物として取り扱う物品は、次の各号の1に該当しないものに限り、

(1) 重量が車両の標記荷重トン数を超えるもの

(2) 危険品

(取扱日時)

第7条 荷物の取扱日時は、当該駅に掲示します。

(荷造包装)

第8条 荷送人は、荷物の形状、重量等に応じて運送に適する荷造包装をしなければなりません。

2 前項の規定にかかわらず、荷造包装が不完全で、通常の運送をする場合に荷物の減量、破損等を生ずるおそれがあっても、取扱上支障がないと認めた場合は、荷造りの不備に

基づく損害を荷送人が負担する免責特約をして、運送の引受けをすることがあります。
この場合、その免責特約の略号を「ニトヤ」とします。

(荷物の取扱い等の制限又は停止)

第9条 列車の運行が不能となった場合又は荷物の円滑な運送を確保するため必要がある場合は、関係駅に掲示のうえ、荷物の長さ、容積、重量、個数、品名若しくは取扱日時の制限又は取扱いの停止をすることがあります。

2 線路の故障その他の自由により運送遅延のおそれがある場合は、関係駅に掲示のうえ、延着により生じた荷物の損害を荷送人が負担する免責特約をして、運送の引受けをすることがあります。この場合、その免責特約の略号を「チトヤ」とします。

第2章 受託

(計量)

第10条 荷物は、受託の際、当社が計量します。ただし、貸切扱荷物及び当社が特約した普通扱荷物は、荷送人が託送前に計量して申し出るものとします。この場合、必要に応じ荷送人の発送原簿その他の提示を受け検量することがあります。

(特急列車利用)

第11条 荷送人が特急列車により普通扱荷物を託送する場合は、特急列車料を収受します。

2 前項の規定により、普通扱荷物を運送する場合は、あらかじめ利用する特急列車を指定します。この場合、当該特急列車が荷送人の責めとならない事由により、到着時刻より2時間以上遅延して到着したときは、特急列車料の払いもどしをします。

3 受託の際に、特急列車が約2時間以上遅延している場合又は約2時間以上遅延することが確実な場合は、当該列車が遅延したときであっても特急列車料の払いもどしの請求をしないことを条件として、特急列車利用とします。

4 運輸上支障があると認めた場合に限り、第1項及び前項に規定する特急列車利用としないことがあります。

(付添人)

第12条 普通扱荷物及び貸切扱荷物であって当社が特に請求するものには、付添人を付けるものとします。

2 付添人は、荷物の保管の責めを負うものとします。

(普通扱荷物の受託証票の交付等)

第13条 普通扱荷物を受託する場合は、次の各号に掲げる事項を記載した受託証票を交付します。この場合、第1号から第4号までは荷送人が記載し、第5号から第9号までは当社が記載するものとします。

- (1) 荷送人及び荷受人の氏名又は商号、住所及び電話番号
- (2) 着駅名
- (3) 品名

- (4) 易損品、腐敗又は変質しやすいもの等、運送上の特段の注意事項
 - (5) 受託駅名
 - (6) 運送の引受月日
 - (7) 運賃料金計算上の重量
 - (8) 運賃その他運送に要する費用の額
 - (9) その他荷物の運送に関する必要事項
- 2 当社は、前項に掲げる事項を記載した書面を荷物の外装にはり付けます。ただし、この方法によりがたい場合は、荷送人が同項第1号から第4号までに掲げる事項を記載した荷札を荷物の見やすい箇所及び一端につけるものとします。
- 3 貨物引換証を発行した場合は、受託証票を交付しません。
- 4 当社は、荷送人が受託証票に必要な事項を記載しないときは、受託を拒絶することがあります。また、荷送人の記載事項の不備によって生じた損害の責めを負いません。

(荷物の内容確認)

第14条 当社は、受託証票に記載された荷物の品名等に疑いのある場合は、荷送人又は荷送人の指示する第三者の立合いを求めて荷物の内容の確認をすることがあります。

- 2 当社は、荷送人が前項の規定による荷物の内容の確認に応じない場合は、受託を拒絶することがあります。
- 3 第1項の場合、荷物の内容が受託証票に記載された事項と相違するときは、確認及び原状回復に要した費用は荷送人の負担とします。

(普通扱荷物の一口の範囲)

第15条 普通扱荷物は、1個を一口とします。ただし、貨物引換証を発行する荷物を除き、荷送人、荷受人、有賃又は無賃の別、運賃及び料金の支払方法を同一とするものを2個以上託送する場合は、運輸上支障がないと認めるときに限って、当社の定める特約のもとにこれを一口として取り扱うことがあります。

第3章 運賃及び料金

(運賃及び料金)

- 第16条 荷物の運賃及び料金(消費税相当額を含む。以下同じ。)並びにその適用方は、別表に定めるとおりとします。
- 2 消費税が免除される場合の運賃及び料金は、前項に規定する額に110分の100を乗じ、1円未満の端数を1円単位に切り上げた額とします。
 - 3 運賃及び料金は、次項から第6項までの規定による場合を除いて、運送の申込みを受けた際、現金をもって荷送人から収受します。
 - 4 荷送人は、当社において特に認めた小切手、定額小為替証書、普通為替証書又は郵便振替払出証書をもって運賃及び料金を支払うことができます。
 - 5 運賃及び料金は、後払の特約のある者については後払とすることができます。

6 普通扱荷物の荷送人は、託送の際、次の各号に掲げるものを除いて、運賃及び料金を着払とすることができます。

- (1) 貨物引換証を発行したもの
- (2) 荷物の価格が運賃及び料金の額に達しないと認められるもの
- (3) 要償額表示の請求のあるもの

7 荷物の託送後、さしずの請求その他の事由により、運賃及び料金の收受又は払いもどしをする場合は、後払の特約のあるもの及び次項の規定によるものを除いて、その原因が生じた際、直ちに收受又は払いもどしをします。

8 荷送人は、第5項に掲げるものを除いて、運賃及び料金を前払又は着払とした荷物について、託送後に生じた運賃及び料金を着払とすることができます。

第4章 引渡し

(到着通知)

第17条 普通扱荷物が駅に到着した場合、荷送人との契約により通運事業者が配達する荷物又は到着通知を必要としない荷物を除いて、その旨を荷受人に通知します。

2 旅客鉄道会社の責めとならない事由により通知することができないときは、これに代えて、7日間その旨を到着した駅に掲示します。

(無料保管期間)

第18条 到着通知を発した時（到着通知を必要としない荷物にあつては、引渡しの準備を完了した時）から起算して到着日を含め3日間は、無料で荷物の保管をします。

2 無料保管期間経過後に荷物の引渡しをする場合は、旅客鉄道会社の責めとなる事由によるものを除いて、その経過日数に対し荷受人から保管料を收受します。

(引渡し)

第19条 普通扱荷物は、次の各号に掲げるところにより引渡しをします。

(1) 貨物引換証を発行した荷物は、貨物引換証の裏面に受取りの年月日、住所、氏名又は商号の記入押印を受け、これと引換えに荷物の引渡しをします。

(2) 前号以外の荷物は、荷受人の受領印により引渡しをします。ただし、受託証票の提出を受けた場合は、これと引換えに引渡しをします。

2 前項第2号の場合において、正当権利者であると認めることが困難な場合は、当社の定めるところにより、資力信用が十分であると認める者を保証人とする連帯保証書の提出を受けて荷物の引渡しをします。

3 前各項により、荷物の引渡しを行う場合、荷受人に対して必要な証明を求めることができます。

(引渡支障荷物)

第20条 旅客鉄道会社は、荷物の到着後、相当な期間を経過しても荷物の引渡しの請求がないとき又は荷受人の所在不明若しくは受取拒絶その他の事由により荷物の引渡しので

きないときは、期間を定めて荷送人の指示を求めます。

- 2 前項に規定する指示の請求及びその指示による処分に要した費用は、荷送人の負担とします。

第5章 さしず

(さしず)

第21条 発駅又は着駅において、荷送人から受託証票等を提示して次の各号に掲げるさしずの請求があった場合は、これに応じます。ただし、貨物引換証を発行した荷物に対するさしずは、その所持人が貨物引換証を提示した場合に限るものとします。

- (1) 託送取消（託送駅に限って応じます。）
- (2) 着駅変更（着駅変更を必要とする荷受人変更を含みます。）
- (3) 発駅返送
- (4) 荷受人変更

- 2 さしずに応じた場合は、荷送人の責めとならない事由によるものを除いて、さしずをした者からさしず手数料を収受します。

- 3 荷受人は、着駅又は着駅以外の駅において、貨物引換証を発行した荷物以外の荷物について、着駅から着駅以外の駅に転送の請求をすることができます。

- 4 運輸上支障がある場合は、第1項に規定するさしず及び前項に規定する取扱いに応じないことがあります。

第6章 事故

(品名、数量等が相違した場合の処理)

第22条 荷物の運送の引受け後、次の各号に掲げる事故を発見した場合は、直ちに期間を定めて荷送人の指示を求め、旅客鉄道会社が適当と認めた方法により処理をしたうえ、運賃、料金その他の運送条件を変更して荷送人に通知します。

- (1) 危険品等取扱範囲外物品を収納しているもの
- (2) 荷物の品名、数量等が受託証票に記載された事項と相違し、運賃及び料金に異動を生ずるもの

- 2 前項に規定する場合において、その処理のために特に要した費用は、荷送人の負担とします。

(滅失・破損等の場合の処理)

第23条 荷物に滅失、破損その他の損害があることを発見した場合及び線路の故障その他運輸上の支障があつて荷物に損害を生ずるおそれがあると認めた場合で、事故の程度、性質等が重大であると認めた場合は、運送を中止して期間を定めその処理について荷送人の指示を求めます。ただし、期間内に荷送人の指示がないとき又は荷送人の指示を待つとまのないときは、旅客鉄道会社が適当と認める処理をすることがあります。

2 前項に規定する事故が、荷送人の責めとなる事由によって生じた場合は、荷物の手当
その他に要した費用は、荷送人の負担とします。

(事故荷物の処分等)

第 24 条 次の各号の 1 に該当する荷物は、貨物引換証を発行したものを除いて、荷送人に
対し期間を定めて指示を求め公売に付することがあります。

(1) 腐敗、変質等、日時の経過により著しく価格を減ずるおそれのあるもの

(2) 保管のため、過分の費用を要するもの

2 前項の場合において、期間内に荷送人の指示がないとき又は荷物の性質上荷送人の指
示を待ついとまのないときは、荷物の公売その他の処分をすることがあります。

3 公売代金は、着払とした運賃及び料金並びに荷物の保管、処分等に要した費用を控除
したのち、残額がある場合は荷送人に返還し、不足額がある場合は荷送人から收受しま
す。

4 荷物の一部又は全部が、裁判官の発行した押収に関する令状、国税徴収法（昭和 34 年
法律第 147 号）その他の法令に基づいて司法警察職員又は収税職員等に押収又は差押え
をされた場合は、押収又は差押えをされた駅において、荷送人に荷物の全部の引渡しを
したものととして処理します。この場合、荷物の改装等に要した費用は、荷送人の負担と
します。

(事故及び錯誤の場合の処理の特例)

第 25 条 荷送人が所在不明と認められる場合は、荷送人に対する指示及び通知並びに運賃、
増運賃、料金、立替金その他の費用及び公売代金の收受又は払いもどしは、荷受人に対
して行うことがあります。

別 表（第2条、第16条）

1 運賃

(1) 普通扱荷物に対しては、次の通常小荷物運賃及び荷物地帯区分表を適用します。

ア 通常小荷物運賃

重量 地帯区分	10 キログラムまで	20 キログラムまで	30 キログラムまで	50 キログラムまで	以上20キログラムまでを増すごとに
第1地帯	680円	880円	1,150円	1,590円	440円
第2地帯	810	1,050	1,390	1,860	540
第3地帯	990	1,200	1,590	2,150	650
第4地帯	1,100	1,390	1,810	2,420	760
第5地帯	1,200	1,540	2,050	2,690	880
第6地帯	1,310	1,710	2,250	2,960	990
第7地帯	1,440	1,860	2,490	3,250	1,100
第8地帯	1,540	2,050	2,690	3,520	1,200
第9地帯	1,640	2,200	2,910	3,790	1,310
第10地帯	1,760	2,350	3,150	4,060	1,440
第11地帯	1,860	2,540	3,350	4,350	1,540
第12地帯	1,980	2,690	3,590	4,620	1,640

イ 荷物地帯区分表

地方区分 都道府県	地方区分												
	北海道	北海道	東北	東北	関東	信越	中部	北陸	関西	中国	四国	北九州	南九州
北海道	北海道	1	2	4	5	5	6	6	8	10	11	12	12
北東北	青森、岩手、秋田	2	1	1	2	2	3	3	4	6	7	8	9
南東北	宮城、山形、福島	4	1	1	1	1	2	2	3	5	6	7	8
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	5	2	1	1	1	1	2	2	3	4	5	6
信越	新潟、長野	5	2	1	1	1	1	1	2	3	4	5	6
中部	岐阜、静岡、愛知、三重	6	3	2	1	1	1	1	1	2	2	3	4
北陸	富山、石川、福井	6	3	2	2	1	1	1	1	2	3	3	4
関西	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	8	4	3	2	2	1	1	1	1	2	2	3
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	10	6	5	3	3	2	2	1	1	2	1	2
四国	徳島、香川、愛媛、高知	11	7	6	4	4	2	3	2	2	1	3	4
北九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分	12	8	7	5	5	3	3	2	1	3	1	1
南九州	宮崎、鹿児島	12	9	8	6	6	4	4	3	2	4	1	1

(備考) 数字は、荷物を左側に掲げる地方区分内の駅から、上欄に掲げる地方区分

内の駅に託送する場合の地帯区分をあらわします。

(2) 貸切扱荷物に対しては、次の貸切扱小荷物運賃を適用します。

ア 貸切扱小荷物運賃 1車1キロメートルにつき 790円

イ 貸切扱小荷物運賃の最低運賃は、50キロメートル分の運賃とします。

(3) 普通扱荷物の運賃の割増及び割引をする品目、割増率又は割引率及び適用方は、次のとおりとします。

ア 運賃の割増

割増率	適用品目	適用方
10割増	1 易損品 ガラス製品、電気製品などのこわれやすいもの 2 貴重品 (1) 現金 (2) 株券、債券、印紙などの有価証券類 (3) 金、銀、白金などの貴金属類 (4) ダイヤモンドなどの宝石類 (5) 美術品、骨董品	易損品であっても、荷造包装等により、易損度が低く、かつ、荷送人が第8条第2項に規定する「ニトヤ」の免責特約を承諾するものは、易損品としません。

イ 運賃の割引

割引率	適用品目	適用方
無賃	着駅から返送する荷造用用具	この取扱いは、あらかじめ申請書の提出を受け、当社が承諾したものに限り適用します。
	災害にかかった者に対する救助用寄贈品及び救護材料	この取扱いは、区間、期間等を定めて、当社が認めたものに限り適用します。

(4) 当社において、特に必要と認めた場合は、個数等を定めて運賃の割引をすることがあります。

2 料金

(1) 荷物の料金は、次のとおりとします。

種別	料 金 率
要償額表示料	(1) 貴重品 表示額 1,000円までごとに 1円
	(2) 動物 同 3円
	(3) その他 同 50銭
特急列車料	(1) 特急列車利用 10キログラムまで 650円
	20キログラムまで 1,310円
	30キログラムまで 1,980円
	以上20キログラムまでを増すごとに 650円
	(2) 新幹線列車利用 3キログラムまで(第1号ボックス) 330円
	6キログラムまで(第2号又は第3号ボックス) 650円
12キログラムまで(第4号ボックス) 1,310円	
30キログラムまで(第5号トランク又はバッグ) 3,300円	
保管料	1個1日について210円、ただし、6日目以降は260円とします。

さしず手数料	(1) 荷物発送前	一口1回について	540円
	(2) 荷物発送後	同	650円
	(3) 第22条第1項に規定する事故を発見した後、託送取消の請求があった場合は、前各号に掲げる料金に別表第3項第2号イの規定により計算した増運賃の2分の1に相当する額を加算します。		
貴重品従価料	別表第1項第3号ア10割増の項第2項に掲げる貴重品 価額の申告額に基づき、次により計算し、5,000円を超える場合は5,000円を限度とします。ただし、50万円以下の貴重品については、従価料を適用しないものとします。		
	(1) 貨幣、紙幣及び銀行券	価額	一万円までごとの料金
		100万円までの部分	20円
		100万円を超える部分	5円
	(2) 前号以外の貴重品	価額	一万円までごとの料金
		100万円までの部分	10円
		100万円を超え1,000万円までの部分	2円50銭
	1,000万円を超える部分	30銭	

(2) 当社において、特に必要と認めた場合は、個数等を定めて料金の割引をすることがあります。

3 運賃及び料金の適用方

(1) 運賃及び料金の計算

ア 運賃及び料金の計算重量

1個の3辺の和が1.8メートルを超える場合は、次表の容積換算重量によります。ただし、荷物の実重量が容積換算重量より重い場合は、実重量によります。

1個の3辺の和	容積換算重量
1.8メートルを超え2メートルまで	30キログラム
以上0.2メートルまでを増すごとに	20キログラムを加えます。

イ 運賃の計算方

(ア) 普通扱荷物の運賃は、運賃計算重量及び荷物地帯区分表に定める発着駅の所在する地方区分相互間の地帯区分に基づいて、一口ごとに計算します。

(イ) 貸切扱荷物の運賃は、運送経路の営業キロに貸切扱小荷物運賃を乗じて計算します。この場合、1キロメートル未満の端数は、1キロメートルに切り上げるものとします。

ウ 運賃の割増及び割引の計算方

普通扱荷物の運賃の割増は、一口ごとに計算した普通扱荷物の運賃に対して計算します。この場合、割増を適用する物品とその他の物品とを一口としたときは、そのすべてに対して割増を適用し、割引を適用する物品とその他の物品とを一口としたときは、そのすべてに対して割引を適用しないものとします。

エ 料金の計算方

(ア) 特急列車料は、料金計算重量に基づいて、一口ごとに計算します。

(イ) 要償額表示料は、一口ごとに計算します。ただし、料金率の異なるものを一口とする場合は、その異なるものごとに計算します。

オ 運賃及び料金の端数処理

運賃及び料金の收受額又は払いもどし額を計算する場合において、一口ごとに計算した金額の最後に生じた 10 円未満の端数は、運賃と料金との種別ごとに 10 円に切り上げます。ただし、要償額表示料については、一口の最低額を 10 円とし、10 円未満の端数は切り捨てます。

(2) 運賃及び料金の追收受又は払いもどし

ア さしずに応じた場合の運賃及び料金の追收受又は払いもどしは、次表のとおりとします。

種別		追收受又は払いもどし	
		運賃	料金
託送取消		既収の運賃の払いもどしをします。	既収の料金の払いもどしをします。
着駅変更又は発駅返送	荷送人の責めとなる事由による場合	着駅・新着駅間又は着駅・原発駅間の相当運賃を収受します。	着駅・新着駅間又は着駅・原発駅間を特急列車により輸送する荷物については、特急列車料を収受します。 着駅において無料保管期間を経過した荷物については、その経過日数に対して保管料を収受します。
	その他の事由による場合	着駅変更の場合は当初から新着駅に託送があったものとみなし、その荷物運賃と発駅・原着駅間の荷物運賃との差額の収受又は払いもどしをします。 発駅返送の場合は無賃で返送し、既収の運賃の払いもどしをします。	着駅変更の場合は、特急列車料の払いもどしをします。 発駅返送の場合は、既収の料金の払いもどしをします。 着駅において、無料保管期間を経過していても保管料を収受しません。
荷受人変更	荷送人の責めとなる事由による場合		着駅において無料保管期間を経過した荷物については、その経過日数に対して保管料を収受します。
	その他の事由による場合		着駅において、無料保管期間を経過していても保管料を収受しません。

イ 品名相違等を発見した場合は、託送取消をした場合を除いて、発駅・事故発見当時の着駅間に対し、次表に定めるところにより計算した運賃及び料金を荷送人から収受します。

種別	追收受
危険品等取扱範囲外物品を収納して	・荷物 1 個ごとに計算した普通扱荷物とし

いるもの	ての相当の運賃とその10倍の増運賃
荷物の品名、数量等が、受託証票に記載された事項と相違し、運賃及び料金に異動を生ずるもの	<ul style="list-style-type: none"> • 正当な運賃及び料金の計算の基礎事項による相当の運賃及び料金と既収の運賃及び料金との差額 • 相違事項が重複した場合は、双方について計算します。